

飼料品質表示基準の一部を改正する件案新旧対照案文

○ 飼料品質表示基準（昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百六十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><u>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第32条第1項の規定に基づき農林水産大臣が定める飼料の品質に関する表示の基準となるべき事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 遵守事項</p> <p>1 表示の方法</p> <p>表示事項の表示に際しては、製造業者、輸入業者又は販売業者（以下「製造業者等」という。）は、<u>次に掲げるところによらなければならない。</u></p> <p>(1) 飼料の名称</p> <p>文字のみをもつて表示し、図形又は記号を用いないこと。</p> <p>(2) 飼料の種類</p> <p>ア 公定規格が定められている種類の飼料</p> <p>飼料の公定規格（昭和51年7月24日農林省告示第756号。以下「公定規格」という。）<u>の表の飼料の種類</u>の項に掲げる名称を用いること。</p> <p>イ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 栄養成分量等</p> <p><u>粗たん白質、粗脂肪、カルシウム及びびりんの成分量の最小量（環境負荷低減型配合飼料の粗たん白質及びびりんにあつては、これらの成分量の最大量）、粗繊維及び粗灰分の成分量の最大量、可消化養分総量及び代謝エネルギーの最小量並びに揮発性塩基性窒素の含有量の最大量は、次の例により記載すること。</u></p> <p>ア 粗たん白質 15.0パーセント（又は％）以上</p> <p><u>（環境負荷低減型配合飼料にあつては、15.0パーセント（又は％）以下）</u></p> <p>イ・ウ [略]</p>	<p>[新設]</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 遵守事項</p> <p>1 表示の方法</p> <p><u>第1に規定する表示事項の表示に際しては、製造業者、輸入業者又は販売業者（以下「製造業者等」という。）は、次の各号に規定するところによらなければならない。</u></p> <p>(1) 飼料の名称</p> <p>文字のみをもつて表示し、図形又は記号等を用いないこと。</p> <p>(2) 飼料の種類</p> <p>ア 公定規格が定められている種類の飼料</p> <p>飼料の公定規格（昭和51年農林省告示第756号。以下「公定規格」という。）の飼料の種類の項に掲げる名称を用いること。</p> <p>イ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 栄養成分量等</p> <p>粗たん白質、粗脂肪、カルシウム及びびりんの成分量の最小量、粗繊維及び粗灰分の成分量の最大量、可消化養分総量及び代謝エネルギーの最小量並びに揮発性塩基性窒素の含有量の最大量は、次の例により記載すること。</p> <p>ア 粗たん白質 15.0パーセント（又は％）以上</p> <p>イ・ウ [略]</p>

エ り ん 0.55パーセント（又は%）以上
（環境負荷低減型配合飼料にあつては、0.55パーセント（又は%）以下）

オ～ケ [略]

(5)・(6) [略]

2 [略]

3 製造業者は、表示事項のうち、製造業者の住所と製造事業場の所在地が同一である場合には、製造事業場の所在地を表示しないことができる。

4・5 [略]

6 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

(1) 表示事項の内容と矛盾する用語

(2)～(4) [略]

7 表示事項につき飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の(5)、2の(5)、3の(3)、4の(5)又は5の(5)に基づく表示がなされている場合には、当該表示事項についての表示は要しない。

エ り ん 0.55パーセント（又は%）以上

オ～ケ [略]

(5)・(6) [略]

2 [略]

3 製造業者は、第1の表示事項のうち、製造業者の住所と製造事業場の所在地が同一である場合には、製造事業場の所在地を表示しないことができる。

4・5 [略]

6 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

(1) 第1に規定する表示事項の内容と矛盾する用語

(2)～(4) [略]

7 第1に規定する表示事項につき飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の(5)、2の(5)、3の(3)、4の(5)又は5の(5)に基づく表示がなされている場合には、当該表示事項についての表示は要しない。

別表（第1関係）

飼 料		表 示 事 項
1 単 体 飼 料	(1)～(6) [略]	[略]
2	配合飼料	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 <u>（環境負荷低減型配合飼料にあつては、その成分量の最大量）</u> 粗脂肪の成分量の最小量 カルシウムの成分量の最小量 りんの成分量の最小量 <u>（環境負荷低減型配合</u>

別表（第1関係）

飼 料		表 示 事 項
1 単 体 飼 料	(1)～(6) [略]	[略]
2	配合飼料	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗脂肪の成分量の最小量 カルシウムの成分量の最小量 りんの成分量の最小量

		<u>飼料にあつては、その成分量の最大量)</u> 粗繊維の成分量の最大量 粗灰分の成分量の最大量 可消化養分総量の最小量（牛及び豚に使用されるものに限る。） 代謝エネルギーの最小量（鶏に使用されるものに限る。） 原材料名 原材料の区分別配合割合
3 混合飼料	(1)～(5) [略]	[略]

		粗繊維の成分量の最大量 粗灰分の成分量の最大量 可消化養分総量の最小量（牛及び豚に使用されるものに限る。） 代謝エネルギーの最小量（鶏に使用されるものに限る。） 原材料名 原材料の区分別配合割合
3 混合飼料	(1)～(5) [略]	[略]

備考

- 1 [略]
- 2 粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム及びりんの成分量は、公定規格の表の備考の1によるものとする。

3～6 [略]

備考

- 1 [略]
- 2 粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム及びりんの成分量は、飼料の公定規格（昭和51年農林省告示第756号。以下「公定規格」という。）の表の備考の1によるものとする。

3～6 [略]